

令和8年2月1日～令和10年1月31日
都城市学校給食用物資納入業者資格審査申請書提出要領

- 1 受付期間 令和7年9月5日(金)から令和7年10月20日(月)まで（土日祝日を除く）
- 2 受付時間 午前9時から午前11時30分まで、午後1時から午後4時まで(時間厳守)
- 3 申請書類受取
及び提出先 都城市都城学校給食センター（2階） 事務室
 〒885-0091 都城市横市町339番地1 【電話0986-23-2617】
 ※山之口、高城、山田、高崎学校給食センターのみを希望される場合は、各センターでも提出可
- 4 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、10月20日(月)必着)
- 5 資格の有効期間 令和8年2月1日から令和10年1月31日まで
- 6 提出書類

【提出書類一覧表】は、下記の書類と一緒に提出してください。

①	都城市学校給食用物資納入業者資格要件審査申請書(両面)	
②	都城市学校給食用物資納入業者資格要件確認書	
③	印鑑証明書(写し可。ただし、拡大縮小したものは不可)	証明の依頼先: 法人(法務局)
		証明の依頼先: 個人(市町村)
④	使用印鑑届(実印以外の印鑑を見積・契約・代金請求時等に使用する 場合のみ必要)	* 委任状を提出する場合は不要
⑤	委任状(営業所・支店等へ見積・契約・代金請求等に関する権限を委任する場合のみ必要)	
⑥	営業概要書(両面)	
⑦	役員等名簿(給食用物資納入業者等確認書)兼同意書 * 個人事業者も必要	
⑧	営業所等一覧表(本店のみの場合は、「本店のみ」を○で囲うこと。)	

7 提出書類の留意事項

(1) ①について

- ・ 印鑑は、**実印(個人事業主の方は代表者個人の実印)**を押印してください。また、書類作成者氏名も記載してください。(記載内容等についてお尋ねする場合があります。)
- ・ 緊急時連絡先は、事業所以外を記入し、どこ(誰)への連絡先が分かるように記入してください。

(2) ④について

- ・ 使用印鑑届に押印する印鑑については、原則、(1)法人名と代表者名(職名)が一体となった印鑑(2)社印と代表者個人印**(両方必要)**のいずれかを原則とします。

(3) ⑥について

- ・ 「うち障がい者数」は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者手帳の交付を受けている職員数を記入してください。

(4) ⑭について

- ・ 都城市役所市民課、各総合支所地域生活課、各地区市民センターで発行できますが、市税の納付が証明書発行日の2週間以内の場合は、**領収書(口座引き落としの場合は通帳)**をお持ちください。

(5) 提出書類は、上記6の番号の上から 順に並べて提出してください。提出書類に不備がある場合は、登録業者名簿への登載ができませんので注意してください。

8 その他

- (1) **登記事項証明書ほか各種証明書は、提出日から3か月以内に発行されたもの**に限ります。
- (2) **記載事項(代表者、受任者等)に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。**
- (3) **提出書類は、公表及び情報公開の対象となります。**